少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）	第十九条第三項	及びデジタル大臣	、デジタル大臣及び復興大臣
公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）	第二条第四項第一号	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）	第九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）	第五十二条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令又は省令
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）	第三十条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）	第十八条	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）	第六十九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	第十七条第一項及び第五十六条第三項	内閣府令・	内閣府令・復興庁令・
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）	第二条第五号イ	デジタル庁	デジタル庁、復興庁
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）	第百四十七条第三項	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）	第三十九条	又は各省	、復興庁又は各省
		又は省令	、復興庁令（告示を含む。）又は省令
国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）	第二十一条	若しくはデジタル庁設置法第四条第二項	、デジタル庁設置法第四条第二項若しくは復興庁設置法第四条第二項
デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）	第五条第二項	内閣府	内閣府、復興庁

附則第三条第二項を次のように改める。

2　復興庁が廃止されるまでの間における行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第二条第一項の規定の適用については、同項中「三　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁」とあるのは、「三　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁　三の二　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる復興庁」とする。

附則第三条第三項中「内閣府又は」を「又は各省」に、「内閣府、復興庁又は」を「、復興庁又は各省」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第五十五条　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

第一条中「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加える。

第二条第一項中「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加え、「ともに」を「共に」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、「内閣府」の下に「及びデジタル庁」を加える。

（総務省設置法の一部改正）

第五十六条　総務省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号中「及び内閣府設置法」を「、内閣府設置法」に改め、「第五条第二項」の下に「及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第五条第二項」を、「各府省」の下に「及びデジタル庁」を加え、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「各府省」の下に「及びデジタル庁」を加え、同号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号ロ中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の指定及び通知並びに同条第七項に規定する個人番号カードの交付に関すること。

第四条第一項中第九十号を削り、第八十九号を第九十号とし、第八十三号から第八十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八十二号中「第七十七号」を「第七十八号」に改め、同号を同項第八十三号とし、同項中第八十一号を第八十二号とし、第五十二号から第八十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十一号中「第三十九号」を「第四十号」に改め、同号を同項第五十二号とし、同項中第五十号を第五十一号とし、第三十八号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十七号中「第三十四号及び第三十五号」を「第三十五号及び第三十六号」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項中第三十六号を第三十七号とし、第三十号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十九号を第三十号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十九　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び同法第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書の発行及び管理に関すること。